

## 別表 1

## 地方卸売市場各種手続一覧

様式 番号	提出書類	提出期限等	部数	根拠法令等
別記 様式 第1号	認定申請書	○認定を受けようとするとき	正本1 副本1	・法第13条第1項 ・省令第17条第1項
2	事業報告書	○卸売業者の株主総会（総代会）終了後30日以内 ※卸売業者が開設者へ提出	同上	・法第13条第5項第5号の表の5の項(2) ・省令第21条第1項
3	認定事項の変更に係る認定申請書	○認定を受けた事項について変更しようとするとき	同上	・法第14条において読み替えて準用する同法第6条第1項 ・省令第25条第1項
4	認定事項の軽微な変更に係る届出書	○認定を受けた事項のうち、以下の事項を変更した日の7日後まで (1)開設者の名称、住所、代表者の氏名（開設者の変更を伴うものを除く） (2)卸売市場の名称 (3)卸売市場の施設の変更であって、その全ての施設の面積の10%以内を増減するもの (4)取扱いの数量及び金額の実績及び見込み (5)卸売市場の業務の運営体制に関する変更のうち、人員の増加又は10%未満の減少 (6)卸売市場の業務の運営に必要な資金の確保に関する事項 (7)卸売業者に関する事項（卸売業者の変更を伴うもの及びいずれかの取扱品目について卸売業者が存在しなくなるものを除	同上	・法第14条において読み替えて準用する同法第6条第2項 ・省令第27条第1項 ※(3)から(9)は、 <u>運営状況報告書に変更した事項を記載することで、本届出に替えることが出来る</u>

		く。) (8)卸売業者以外の取引参加者その他の関係 事業者に関する事項 (9)業務規程の変更（法第 13 条第 5 項第 3 号 イからハまで並びに第 4 号イ及びロに掲 げる事項並びに遵守事項の内容の変更を 伴うものを除く。)		
5	業務の休止又は廃 止に係る届出書	○休止の又は廃止の日の 30 日前まで	同 上	・法第 14 条において読み替えて 準用する同法第 7 条 ・省令第 28 条第 2 項
6	中央卸売市場の認 定申請に係る届出 書	○中央卸売市場の認定申請後速やかに	同 上	・法第 14 条において読み替えて 準用する同法第 8 条第 2 項 ・省令第 29 条
7	運営状況報告書	○卸売業者から事業報告書の提出を受けてか ら 30 日以内	同 上	・法第 14 条において読み替えて 準用する同法第 12 条第 1 項 ・省令第 30 条第 1 項